資料3

鳥取県使用済物品放置防止条例の制定過程と 施行後の状況

2016年10月28日島取県生活環境部循環型社会推進課

<はじめに>

・当条例は、不用品の放置防止の観点で不用品 回収業を規制する都道府県初の条例

・施行後半年であり、成果を語るにはまだ早いが、条例制定による効果も出ており、 ひとまず所期の目的は果たしつつある状況

1 不適切な不用品回収業者に関する問題

(1)鳥取県の状況

鳥取市佐治町内の事例 (写真はH26.12撮影)





- ・無料回収業者が、不要家電、自転車、鉄くず等の佐治町内の民地の回収拠点への 持ち込みをチラシで勧奨し、回収行為を開始(H23.7から約1月間の期間限定)
- ・回収対象外の冷蔵庫の持ち込みが呼び水となり、業者が敬遠する回収外の不用品の 持ち込みが増加
- ・業者は、持ち込み物を多数民地に放置したまま、倒産。所在不明に。
- ・民地の貸し主が放置物の処理を行おうとするものの多量で多額にのぼるため処分断念
- ・不法投棄として問題が鳥取市で顕在化(H25頃)
- (再発を懸念する住民の苦情が鳥取市に多数寄せられる)
 - 県として事案を把握したのは不法投棄処理補助金活用の打診があったH26年11月末
- ・投棄者不明の廃棄物として、市が公費で処理(H27.3)
 - (テレビ171台、冷蔵庫36台、廃プラ混合物4m³処理費用103万円)

吸着マット



保管物より 油流出。 下流に吸着 マット敷設



- ・不用品回収業者の保管場所より油流出の情報提供が市に寄せられる。
- ・直後に市とともに県が保管場所に立入調査を行い、廃家電、石油ストーブ、農機具、 オートバイ等の山から油の流出を確認
- ・敷地の囲いの外側に穴を掘り、トラップを設け、吸着マットを設置するとともに、 下流水路に吸着マットを設置等の応急措置を実施
- ・同様事案の発生防止のため、事業者に敷地内への溝設置と油水分離槽設置を指導する ものの現時点で未実施

2 条例施行までの経緯

A) 金属資源再生業界からの不適正事業者の取締り 要求の高まり

従来より金属資源再生事業を営む業者から、不用品回収と称して廃家電等を収集する業者の違法性確認やこれらの活動実態等の情報提供がH22年頃より県に断続的に寄せられる。

情報提供に基づき、廃棄物処理法違反となる無確認廃棄物輸出の水際阻止につながった事例もあるが、多くは有価取引の体裁があるため、廃棄物処理法違反を問うことはできなかった。

H27.7に山陰両県の金属資源再生業者17社により協議会を設立し、抜本的対策を行政に要請

B) 不用品回収実態調査をH23から実施

区分	東部	中部	西部	計
平成23年	7	6	1 2	2 5
平成24年	4	5	1 5	2 4
平成25年	4	5	1 4	2 3
平成26年	4	6	1 8	2 8
平成27年	8	1 0	2 0	3 8

左記は、県内の不用品回収・ 保管場所の数

2 条例施行までの経緯

D) 不用品回収由来の不法投棄事案に対する県議会からの問題 提起

平成27年3月5日に鳥取市佐治町の不法投棄事案の未然防止の観点で 一般質問

県議会自民党から平成27年5月に不用品の不法回収の根絶を求める要望

E) 条例目的、立法事実をどこにおくか内部で何度も議論

最終的には、不用品回収を端緒とした不法投棄事案を念頭に、これの未然 防止(廃棄物に該当しない使用済物品の放置防止)の観点で条例を構成。 そして、条例目的を良好な生活環境の保全とすることで決着。

(検討段階では、「円滑な資源再生」も目的にすることも考えたが、規制 を要するまでの立法事実がないこともあり、「良好な生活環境の保全」に 集約。

なお、立法事実として、本県で問題となっていた放射性物質を含む廃棄物の投棄事案も加味し、放射性物質を含む廃棄物の放置禁止も規定。)

2 条例施行までの経緯

- F) パブリックコメントの実施(10/20~10/30) 県民に直接規制が及ぶ内容ではなく、 事業者向け条例であったことから関係業界に個別に アナウンスをして意見提出を促すことで概ねPCの 目的は達成。応募意見もほぼ肯定的なものであった。
- G) 平成27年11月県議会に附議、可決され、平成27年12月 24日に条例公布(平成28年4月1日施行)

条例案の附議に併せ、条例周知及び家庭での不用品の適切な処理促進のため、PR用のTV番組制作に係る補正予算を計上し、条例公布にあわせて番組を

放映

A) 狙いと5つの柱

狙い

不用品の屋外集積が長期間の放置・ 不法投棄に発展(生活環境の悪化)



現行法では放置の未然防止は困難 (廃棄物ではない有価物に法の効果及ばず)



未然防止のため有価取引される 不用品の回収行為を条例で 把握、指導できる仕組みを導入



美しく快適で安全な生活環境を保全

5つの柱

行為の把握

行為に基準設定

放置を禁止事項 として明確化

県の調査・指導 権限を明確化

違反行為に罰則

使用済物品回収業を営む場合に 事前の届出を義務付け

収集・保管行為に基準を設定し、 遵守を義務付け

放射性物質を含め、使用済物品 の屋外放置を禁止

使用済物品回収業者に対する 必要な報告徴収、立入調査、 指導・命令権を明確化

命令違反に20万円以下の罰金 無届営業等に5万円以下の過料

B) 条例の特徴

- 不用品の放置防止を条例目的として明確に打ち出したこと (併せて法の谷間となっている放射性物質の放置禁止も明確に打ち出し)
- 保管だけなく、収集を含めた不用品回収業を届出制とするなど規制の対象 としたこと

<一部類似規定のある他県条例>

県名	条例名	類似内容	条例の主な狙い
山形県	生活環境の保全等に関する 条例	使用済タイヤの保管に基準遵守を義 務付け	公害防止
福島県	産業廃棄物等の処理の適正 化に関する条例	使用済タイヤの保管を届出制とし、 基準遵守を義務付け	産業廃棄物、汚染土壌等 の適正処理
兵庫県	産業廃棄物等の不適正な処 理の防止に関する条例	使用済タイヤ、家電の保管を届出制 とし、基準遵守を義務付け	産業廃棄物、堆積土砂の 適正保管
福岡県	使用済自動車等の適正な保 管の確保に関する条例	使用済タイヤの保管を届出制とし、 基準遵守を義務付け	使用済自動車の適正保管

B) 条例の特徴

• 廃棄物処理法による指導が難しい不用品(有価取引されるなど廃棄物でないもの)を、回収物の実態を踏まえ、幅広く条例の対象とすることで、 法の谷間となる不用品に係る不適切な事案に県の指導が及ぶようにした こと。

廃棄物の判断要素(以下に該当しないものが廃棄物)		使用済物品が廃棄物であるかどうか	
物の性状	利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、 流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が 発生する恐れのないもの	(左記観点からの判定) 本来用途の使用は終了しているが、金属資 源としての品質を満足し売却が可能なため。	
排出の状況	排出が需要に沿った計画的なものであり、排出 前や排出時に適切な保管や品質管理がなされて いること。	(左記観点からの判定) 計画的ではないものもあるが、需要に応じ て排出されているため。	
通常の取引の形態	製品としての市場が形成されており、廃棄物と して処理されている事例が通常は認められない こと。	(左記観点からの判定 ×) 形を問わず売却できる市場が存在している ため。	
取引価値の有無	占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的な合理性があること。	(左記観点からの判定) 占有者から金品の取引はないが、引取り者 が運送費負担をし回収することで当該取引は 有償譲渡がなされていると判断されるため。	
占有者の意思	客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る 占有者の意思として、適切に利用し若しくは他 社に有償譲渡する意思が認められること、又は 放置若しくは処分の意思が認められないこと。	(左記観点からの判定) 占有者にとっては不要となった物であるが、 引取り者にとっては他社に有償譲渡する意思 が認められているため。	

(1)使用済物品の範囲

• この条例では、一度は使用されたもので次のものが対象 (不用品回収業者の回収実態に合わせて対象を限定)

農機具 バイク (原付を含む) タイヤ

自転車 家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)

小型電子機器(携帯電話、ラジオ、パソコン、炊飯器、電子レンジ等)

金属及びプラスチック、ゴム、紙、木材、皮革又は繊維を素材に用いたもの

(工具、蓄電池、電線、暖房器具、調理用器具、家具、がん具等)

(2)規制対象となる使用済物品回収業の定義

- 使用済物品(廃棄物となったものを除く)を収集又は運搬を行う事業 ただし、
 - ・貨物自動車運送事業として運搬する場合
 - ・そのまま又は修理を行ってその本来の用途に供する者に販売するための収集 (リサイクルショップの事業)

は、対象外

(3) 各者の責務

- 届出や基準遵守の義務付け、条例違反に対する改善命令や罰則は、使用済物品回収業者だけが対象
- しかし、使用済物品の放置防止による良好な生活環境の保全のため、県民や土地 所有者にも責務として次のことを規定

全ての者	使用済物品・放射性物質の屋外放置の禁止	
県民、事業者	廃棄物処理法、リサイクル法等に基づく使用済物品の適正な処分	
土地所有者等	適正な土地管理による使用済物品の放置防止	
県	使用済物品・放射性物質の放置防止に必要な措置の実施	

使用済物品等の屋外放置があった場合、県への情報提供をお願いする規定もあり

(4)使用済物品回収業者の義務

事業開始前の届出

開始10日前までに県への届出が必要

(主な届出内容)

a 使用済物品の品目、数量

の保管場所の所在地、最大保管容量

c 保管場所の土地所有者の住所、氏名 d

d 収集運搬車両の登録情報

e 使用済物品の主な引渡先

f 3年間の事業収支の見通し

保管等の基準遵守

(保管基準の主なもの)

- a 保管場所の周囲に囲いを設けること(囲いは、鋼製で高さ1.8m以上)
- b 使用済物品の保管場所である旨の掲示板の設置
- c 使用済物品からの汚水等が流出防止、地下浸透対策の実施(排水溝設置、遮水対策)
- d 使用済物品の積み上げ高さ制限(廃棄物保管基準と同等)

(その他の遵守義務)

- 使用済物品運搬車両への表示、届出書類の写しを携行義務
- 使用済物品の取引の記録作成及び3年間の保存義務

(5)義務違反者等への対応

- この条例の実効性を保つため、県には、立入検査を行ったり、違反行為等に対する 指導・助言や、改善命令を行う権限を規定
- 例えば、使用済物品等の屋外放置で生活環境に影響が生じる場合、県は、行為者に 対して必要な指導や助言が可能
- また、使用済物品回収業者に対しては、立入検査を行ったり、保管等の基準に違反していると認めたときは、指導を行い、状況が改善しない場合はさらに改善命令も可能
- 命令違反があった場合、または必要な届出が行われなかった場合などには、次の 罰則の適用が可能

(改善命令及び罰則は、使用済物品回収業者に対してのみ適用)

罰則の内容	罰則の適用ケース	
20万円以下の罰金	改善命令違反	
5 万円以下の過料	無届出営業、虚偽届出 取引記録未作成、虚偽記録 報告、検査の忌避 等	

4 条例施行後の成果等

条例施行を契機に保管事業の撤退の動きも見られる

be fore after





Before



After



4 条例施行後の成果等

<平成28年9月末時点での届出事業者数>

区分	届出事業者数	備考	
//////		うち既存事業者数	
東部	36(内25、外10)	5 (7)	既存中、2は撤退
中部	9 (内 9、外 0)	5 (8)	既存中、3は撤退
西部	36(内25、外11)	13(18)	既存中、3は撤退
計	81(内60、外21)	23(33)	

(注)

- 1 表中「届出事業者数」中の「内、外」とは県内外事業者のそれぞれの数である。 なお、県内外は本社所在地の別で仕訳をしている。
- 2 「うち既存事業者数」とは、平成27年7月に確認した不用品回収事業者数のこと を指し、()内は平成27年7月に確認した事業者数である。()外の数値は、 調査時点での届出事業者数である。

5 制定を振り返って

● 条例検討の際、この条例が廃棄物処理法の抜け穴となることが懸念されたが、ひとまず所期の目的どおり事業者への条例権限を背景とした立入、指導が廃棄物処理法上の指導に悪影響を及ぼすことなく、ほぼできており、良好な生活環境の保全に一定の効果を発揮できたものと思料

効果の背景には、条例制定に合わせた専属の指導担当職員の配置といった体制の充実やこれをきっかけとした取締機運の高まりといった要素も非常に大きいが、これまで廃棄物処理法のみでは難しかった領域に条例を後ろ盾として踏み込めることで適正化が図られているのもまぎれのない事実



ご静聴ありがとうございました